

「水と緑の森林づくり」県民総参加推進事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に定める県民等の主体的な参画を推進するため、NPO法人や森林ボランティア等多様な主体による森林づくり活動の支援を行う。

また、第3期目を迎える森林環境税の普及啓発を図り、県民みんなで県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図る。

事業実施主体

NPO法人や森林ボランティア等

事業期間

平成28年度～平成30年度

対象事業等

- 1 森林づくり活動支援事業
 - (1) 県が指定する海岸林区域での森林づくり活動
 - (2) その他の区域での森林づくり活動
- 2 県民1人1本みんなで植樹推進事業
 - (1) メモリーツリー等の植樹イベント
 - (2) 森林ボランティア団体等が実施する植樹活動に必要な苗木の提供

補助内容

- 1 森林づくり活動支援事業
 - (1) 定額（上限100万円）
 - (2) 次の区分に応じて定める計算式によって得られた額以内（上限60万円）
 - ① 本事業による助成が初回または2回目となる団体
補助対象経費のうち40万円まで+（補助対象経費のうち40万円を超える額×1/2）
 - ② 本事業による助成が3回目以上となる団体
補助対象経費のうち30万円まで+（補助対象経費のうち30万円を超える額×1/2）
- 2 県民1人1本みんなで植樹推進事業
 - (1) メモリーツリーとして苗木を提供（植栽場所は緑化木養成圃場）
 - (2) 必要な苗木を現場へ配達

県主管課名	環境森林部 環境森林課 みやざきの森林づくり推進室 (豊かな森林づくり担当)	電話番号	26-7153 内線2818
-------	--	------	-------------------

わが町の水とくらしを守る森林づくり支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

林業就業者の減少や高齢化、木材価格の低下等による林業採算性の悪化などから、森林を森林所有者だけで支えていくことが難しくなっている状況を踏まえ、市町村が行う公益上重要な森林等の公有林化及び森林づくり活動を支援し、地域における森林の適切な管理・保全を図る。

事業実施主体

市町村

事業期間

平成28年度～平成30年度

対象事業等

- ・市町村が行う水源地域や集落上部等公益上重要な森林又は森林づくり活動を実施する森林の公有林化を支援する。
- ・市町村が森林づくり推進のために行う植樹祭等のイベントの開催に必要な経費を支援する。

補助基準

- 〔公有林化〕
- ・山地災害の防止等のため、伐採の回避や伐採跡地の植栽が必要と判断される森林であること
- ・公有林化後、市町村による適切な管理、保全が図られること。
- 〔イベント開催〕
- ・森林づくり活動の普及啓発又は推進を目的としていること。
- ・森林づくり活動がイベント内容に含まれること。
- など。

補助率

- 1 / 2 (過疎地域又は振興山村地域であって、かつ財政力指数が県を下回る市町村)
- 1 / 4 (上記以外の市町村)

県主管課名	環境森林部 環境森林課 みやぎきの森林づくり推進室 (豊かな森林づくり担当)	電話番号	26-7153 内線2818
-------	--	------	-------------------

森林環境教育推進事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

学校や地域等が取り組む森林環境教育を支援することにより、森林の理解者や森林づくり活動の実践者を育成するとともに、森林を県民みんなで守っていく機運の醸成を図る。

事業実施主体

市町村、地域、学校等

事業期間

平成28年度～平成30年度

対象事業等

- ・ 森林環境教育実践事業
 - (1) 学校や地域等が行う実践活動への指導者派遣、教材提供を行う。
 - (2) 学校林または校庭等を森林とのふれあいの場とするための木製の遊具（滑り台、ブランコ、木馬等）又はツリーハウス、ベンチ若しくは歩道等の整備に擁する経費を補助する。

補助率

- (1) 必要経費を負担
- (2) 定額（上限20万円）

県主管課名	環境森林部 環境森林課 みやぎきの森林づくり推進室 (豊かな森林づくり担当)	電話番号	26-7153 内線2818
-------	--	------	-------------------

日本のひなた 巨樹古木等保全事業

(事業開始年度：平成29年度)

— 県・市町村 —

事業の目的・概要

先人が守り育ててきた森林や、その中で樹齢を重ねた巨樹古木、本県の観光シンボルである県木フェニックスは、暮らしの中で美しい緑の景観を創出しており、地域の文化や観光面で重要な存在となっている。

この県民共有の財産である森林・巨樹古木等を病虫害等から守り、後世に継承するため、保全対策を実施する。

事業実施主体

県および市町村

対象事業等

- ① 巨樹古木等保全
 - ・気象害、害菌等により樹勢の弱まった巨樹古木等の治療等の実施
 - ・巨樹古木等に関する現地調査
 - ・病虫害等による被害の予防措置
- ② 県木フェニックス保全
 - ・県木フェニックスの薬剤防除、伐倒駆除の実施

補助率

- ① 巨樹古木等保全 県単補助：1/2 以内
(※財政力指数(3ヵ年平均)が県平均以上の市町村は、1/3 以内)
- ② フェニックス保全 県単補助：1/3 以内
(※財政力指数(3ヵ年平均)が県平均以上の市町村は、1/4 以内)

県内事例 (過去3カ年)

- ① 巨樹古木等保全

イチョウ治療(土壌改良、侵入防止柵)	(平成28年度)
イチョウ治療(土壌改良)	(")
タブノキ治療(枯枝切除等)	(")
ウメ治療(土壌診断等)	(平成29年度)
ウスギモクセイ治療(腐朽樹体治療、土壌改良等)	(")
シダレザクラ治療(腐朽部除去、防菌、土壌改良)	(")
- ② フェニックス保全
薬剤防除、伐倒駆除 (平成27～29年度)

県主管課名	環境森林部 自然環境課 (保安林担当)	電話番号	26-7163 内線2869
-------	------------------------	------	-------------------

森林バイオマス地域供給体制づくり支援事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

今まで林内に放置されていた林地残材が木質バイオマスエネルギーとして本格的に活用されることで、山元の所得向上ひいては森林整備の促進等に寄与するものと期待される。

このため、地域の実情に応じた合理的かつ効率的・効果的な林地残材の収集・輸送に係る取組を支援し、林業及び地域の活性化を図る。

事業実施主体

地区協議会（市町村、森林組合、素材生産業者、森林所有者等）

対象事業等

- 1 提案型地域供給活動支援
 - ・ 地域の提案による、実情に応じた供給促進への取組に対する支援
- 2 地域供給基盤整備支援
 - ・ 林地残材の搬出・輸送等に必要な機械などの基盤整備に対する支援

補助率

- 1 提案型地域供給活動支援 県 定額
- 2 地域供給基盤整備支援 県 1 / 2 以内

県内事例
(一部抜粋)

平成29年度
事業主体：6地区協議会
(西臼杵、椎葉村、諸塚村、美郷町、西米良村、中部)

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 (企画・木質バイオマス担当)	電話番号	26-7155 内線2834
-------	----------------------------------	------	-------------------

林業担い手総合対策基金事業

(事業開始年度:平成5年度)

- 県 -

事業の目的・概要

林業を取り巻く厳しい環境の中で、林業労働力は就労条件が厳しいことなどから、若年層の参入が少なく、林業従事者の減少・高齢化が進行している。このため、「宮崎県林業担い手対策基金」の運用益等を活用して、育英資金の貸与等の「人づくり」や、森林境界の明確化活動への支援による「基盤づくり」、各種社会保険や林業退職金共済制度の掛金助成等の「就労環境づくり」など、林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。

事業実施主体

県、(公社)宮崎県林業労働機械化センター、市町村、認定林業事業体等

対象事業・補助基準・補助率

区分	事業内容	補助率
I 人 づ く り	【林家・後継者対策】 ①林業を目指す高校生に育英資金を貸与	定 額
	【新規就業者対策】 ①支援センターの相談・情報提供窓口の設置 ②就業相談会の開催と林業体験研修実施 ③緑の雇用からの新規就業者への奨励金交付及び林業経験者の再参入支援	委 託 委 託 定 額
II 基 盤 づ く り	【就労基盤対策】 ①市町村や森林組合、森林所有者等からなる地域協議会が行う森林境界の明確化活動を支援	定 額
III 就 労 環 境 づ く り	就労環境対策事業 ①事業主が負担する社会保険や林業退職金共済制度掛金及び労災保険掛金を一部助成 ②自営林家や一人親方の労災保険や林業退職金共済制度への特別加入を促進 ③就労環境改善に対する支援 ④中核となる認定林業事業体の育成支援	定 額 定 額 1/3 以内 定額ほか
	労働安全確保対策事業 ①刈払機やチェーンソー等の安全教育受講経費の一部助成 ②安全衛生指導員による巡回指導等 ③振動障害の早期発見と予防のための健診実施	定 額 定 額 定 額

県内事例

平成29年度
 林家・後継者対策
 「林業後継者育英資金貸与事業」 3市村、8人
 就労基盤対策
 「森林境界明確化推進事業」 8市町村、784ha
 就労環境対策事業
 「就労条件整備事業」 101事業体、1,852人

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 (組合・担い手育成担当)	電話番号	26-7166 内線2897
-------	--------------------------------	------	-------------------

しいたけ等特用林産物振興対策事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

山村地域における特用林産物は、地域の活性化を図る上で、極めて重要であるが、生産者の高齢化や担い手不足等、経営基盤の安定化を図る上で、様々な課題に直面している。

このため、経営の安定強化及び増産体制の構築等に必要な施設整備等を支援する。

事業実施主体

特用林産物生産者等の組織する団体、県、市町村、農協、森林組合、林業者等の組織する団体 等

対象事業等

- 1 生産基盤強化事業
 - (1) 生産・増産体制整備及び害獣・害虫被害防止対策支援
特用林産物生産者が組織する団体等による増産体制を構築するために必要な施設等の整備や害獣・害虫等の侵入防止設備の設置等を支援する。
 - (2) 生産技術員による指導
原木しいたけや木炭生産への新規参入者等の生産技術の習得・向上を図るため、県内主要産地に生産技術員を配置する。
- 2 しいたけ等品質向上推進事業
乾しいたけ品評会等の開催及び特用林産物の生産指導調査を実施する。

補助率

- 1 生産基盤強化事業
 - (1) 生産・増産体制整備及び害獣・害虫被害防止対策支援
県 1 / 3 以内
 - (2) 生産技術員による指導
県 10 / 10
- 2 しいたけ等品質向上推進事業
県 10 / 10

県内事例 (一部抜粋)

平成29年度
 生産体制整備：しいたけ乾燥機、林内作業車、作業施設等（14市町村）
 生産技術員による指導：しいたけ中核指導林家（14名）
 木炭技術指導員（3人）

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 (特用林産振興担当)	電話番号	26-7157 内線2892
-------	------------------------------	------	-------------------

山の宝を活用した所得向上支援事業

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

事業の目的・概要

山村地域に埋もれている特用林産物等の山の宝を発掘し、効果的に活用することで、山村地域の所得向上と地域の活性化を図る。

事業実施主体

県

対象事業等

- 1 山の宝発掘事業
山の宝の市場調査を行い、新たなメニューや商品の開発と効果的なPR方法を検討
- 2 山の宝体感事業
山村地域に人を呼び込むため、観光や健康など他の分野と組み合わせ、山の宝が体感できる仕組みづくりを検討（旅行、流通、食品、飲食業等の関係者を対象にしたモニターツアー等）
- 3 山の宝発信事業
他の山村地域へ取組を波及させるため、市町村職員等を対象にした山の宝活用セミナーの開催

県内事例

平成29年度
「山の宝を活用した所得向上支援事業」を実施
対象地域：諸塚村、椎葉村、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

<p>県主管課名</p>	<p>環境森林部 山村・木材振興課 (特用林産振興担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7157 内線2892</p>
--------------	--------------------------------------	-------------	---------------------------

木のあるおもてなし空間整備事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要

本県の豊かな森林資源を有効に活用するとともに、循環社会の形成と新たな木材需要を創造し、県民の「木づかい」への理解を深め、実践に繋げていくため、PR効果の高い公的スペースでの木材利活用や木材の良さを体感でき波及効果の高い施設の整備、さらには大径材を活用したモデル的な施設整備に対して支援を行うことにより、みやざきのおもてなし空間を創出し、県産材の利用拡大を通じた林業の振興及び地域の活性化を図る。

事業実施主体

市町村、公益法人、NPO法人、民間事業者等。ただし、個人は除く。

対象事業及び補助基準

- 1 PR型【県単】
 マスメディア等を活用し広くPRするための取組と合わせて行う木造施設等の整備を支援
 - ①木造施設建設及び木質化支援
 ○事業内容：PR効果の高い公的スペースにおける木造施設の建設や木質化に対して助成
 - ②木製施設及び木製遊具の設置支援事業
 ○事業内容：PR効果の高い公的スペースにおける木製施設や木製遊具の設置に対して助成
- 2 大径材活用品【県単】
 ○事業内容：大径材を目視できる形で活用し、木造化・木質化を行う事業に対する支援
- 3 国庫活用品【国費】
 ○事業内容：国庫補助を活用した公共建築物の木造化・木質化に対する支援
 ※公共建築物：公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に掲げる施設

補助率

- 1 PR型（補助金の上限額2,000千円）
 - ①木造施設建設及び木質化支援
 県産材かつ合法木材であることを証明できる木材費の1/3以内
 - ②木製施設及び木製遊具の設置支援事業
 県産材かつ合法木材を使用した施設設置に係る経費の1/2以内
- 2 大径材活用品（補助金の上限額2,000千円）
 県産大径材かつ合法木材であることを証明できる木材費の1/3以内
- 3 国庫活用品
 補助対象者：公共建築物等の施設を整備する者
 補助対象経費：施設整備（電気・上下水工事等は除く）に係る経費
 補助率：国の「次世代林業基盤づくり交付金」による。

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材利用拡大担当)	電話番号	26-7156 内線2840
-------	---	------	-------------------

林業・木材産業構造改革事業

(国事業名：林業・木材産業成長産業化促進対策交付金)

(事業開始年度：平成14年度)

－ 林野庁経営課、計画課 －

事業の目的・概要

林業の持続的かつ健全な発展と山村の振興、林産物の需要構造の変化に対応した木材産地の形成と地域材の安定的な供給及び森林資源の循環利用を推進するため、市町村、森林組合、素材生産・木材加工事業体などが行う林業生産基盤の整備、木材加工流通施設の整備、しいたけ等の生産施設の整備など林業・木材産業の構造改革に必要な事業を総合的に実施する。

事業実施主体

市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等及び選定経営体等

対象事業等

- 1 林業経営構造対策事業
 - ①林業機械作業システム整備（林業生産用機械、高性能林業機械、基盤整備用機械等）
 - ②効率化施設整備（作業ポイント、林業生産施設装置等）
 - ③特用林産活用施設等整備（特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等）
 - ④活動拠点施設整備（林業情報処理施設）
- 2 木材産業構造改革事業
 - ①木材加工流通施設整備（製材施設、プレカット加工施設等）
 - ②木造公共施設整備（木造公共施設、木質内装等）
 - ③未利用間伐材等活用機材整備（未利用間伐材等活用機械等）
 - ④木質バイオマス供給施設整備（木質バイオマス供給施設装置等）
 - ⑤木質バイオマスエネルギー利用施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設装置）

補助基準

- ・採択基準
取組内容が宮崎県森林・林業長期計画の達成に即した内容であるとともに、事業メニューごとに定められた指標及び機能要件等を満たしていること。
- ・計画主体：県

補助率

- 1 林業経営構造対策事業… 1/2, 4/10, 1/3
- 2 木材産業構造改革事業… 1/2, 1/3, 15%, 3.75%

県内事例

平成29年度実績
 森林・林業再生基盤づくり交付金
 高性能林業機械の導入：4台
 木材加工流通施設 都城市2件

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材産業振興担当)	電話番号	26-7156 内線2842
-------	---	------	-------------------

森林整備加速化・林業再生事業

(国事業名：森林整備加速化・林業再生事業)

(事業開始年度：平成21年度)

— 林野庁計画課 —

事業の目的・概要

木材需要の創出、県産材の安定的・効率的な生産体制の確立、持続的な林業経営の確立など、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するため、路網の整備や森林境界の明確化、素材生産・木材加工施設等、木質バイオマス利用施設等、木造公共施設等の整備、原木しいたけの再生回復のための新たな需要創出や生産性・品質向上に必要な施設整備を支援する。

事業実施主体

市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等

対象事業等

- ① 森林路網整備事業（林業専用道、森林作業道等）
- ② 森林境界明確化事業
- ③ 素材生産・木材加工施設等整備事業（高性能林業機械）
- ④ 木質バイオマス利用施設等整備事業

補助基準

- ・採択基準
取組内容が宮崎県森林・林業長期計画の達成に即した内容であるとともに、事業メニューごとに定められた指標及び機能要件等を満たしていること。
- ・計画主体：県

補助率

定額，1/2 以内

県内事例

- 平成29年度実績
- ・高性能林業機械の導入：3台

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材産業振興担当)	電話番号	26-7156 内線2842
-------	---	------	-------------------

みやざきスギ次世代流通モデル構築事業

(事業開始年度：平成29年度)

事業の目的・概要

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会や平成29年5月に施行された合法木材流通促進法の施行を契機に、森林認証材等の産地や合法性の確かな木材の需要拡大が期待されていることから、川上から都市部まで森林認証材等が円滑に流通するシステムを構築し、需要者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の確立を図るとともに、川上において、森林認証材等の生産・供給や再造林の促進を担う素材生産事業者の経営基盤の強化を図る。

事業実施主体

緑の産業再生プロジェクト推進協議会(事務局：県森連)、素材生産事業者、素材生産事業者が組織する団体

対象事業等

- 1 森林認証材等流通拡大対策事業
 - ① 森林認証材等の生産・流通・販売の一連化を図るモデル的な取組
- 2 素材生産事業者経営強化対策事業
 - ① 伐採と一体化した再造林に係る技術習得のための研修の実施
 - ② 伐採箇所の団地化により効率化を図った上で実施する伐採と一体化した再造林
 - ③ 高性能林業機械のアタッチメントの機能強化

補助基準

- 1-① 森林認証材の流通・販売に必要なCOC認証を取得した製材工場等
- 2-① 伐採と一体化した再造林の技術習得に係る技術習得のための研修
- 2-② 2林小班以上の団地化を図り伐採と一体化した再造林の実施(ただし、1施行地当たりの面積は0.1ヘクタール以上)
- 2-③ 伐採と一体化した再造林に取り組む事業者の所有する高性能林業機械の機能強化

補助率

- 1-① 定額
- 2-① 定額
- 2-② 定額(ただし、1ヘクタール当たり1,000千円を上限とする。)
- 2-③ 1/2以内(ただし、1台当たり4,000千円を上限とする。)

県内事例

平成29年度実績

- 1-① 森林認証材の流通・販売：524.03 m³
(サンプル材提供：136.90 m³、製品掛かり増し経費助成 387.13 m³)
- 2-① 研修会：3箇所(高千穂町、美郷町、串間市)
- 2-② 再造林面積：22.03ha、防護柵 4,799 m
- 2-③ 高性能林業機械のアタッチメント機能強化：6台

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材産業振興担当)	電話番号	26-7156 内線2842
-------	---	------	-------------------